

協定項目番号	25 - 23	芸術文化・スポーツ振興事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 釧路市立博物館及び釧路市埋蔵文化財調査センター</p> <p>(2) 釧路市立美術館</p> <p>(3) 釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館</p> <p>(4) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター</p> <p>(5) スポーツ施設</p> <p style="padding-left: 40px;">施設は現行を引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての管理運営を調整。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 小・中学校施設のスポーツ開放</p> <p>(2) 体育指導委員</p> <p style="padding-left: 40px;">各地域の意見が反映される委員構成を検討。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 文化財保護条例</p> <p>(2) スポーツ推進体制</p> <p style="padding-left: 40px;">合併後1年程度で体制を統合。</p> <p>4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの</p> <p>(1) 市町主催のスポーツイベント</p> <p style="padding-left: 40px;">合併後2年程度で新市としての事業振興を調整。</p> <p>(2) 市町が開催している作品展、演劇会など「芸術文化振興に係るその他主要事業」</p> <p style="padding-left: 40px;">合併後1年程度で新市としての事業振興を調整。</p>		